

本号（令和7年10月17日）で公布された条例のあらまし

◇住民基本台帳法に基づく都道府県知事保存本人確認情報等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第41号）

- 1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の改正により、都道府県知事保存本人確認情報等を利用することができる事務が拡大されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。